



# (例)

## (2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫ × 6 (6か月分))	円	+	今後6か月間に予定されて いる臨時支出等の額	円		
				=	当面の支出 見込額(⑬)	円

## (3) 現金・預貯金残高

※ 現金記入欄に「一時納付」困難な場合に添付する書類(預金通帳、現金出納帳等) □ 聴取

	金額		金額		金額
現金	円	預貯金	円	現金・預貯金の 合計(⑭)	円

記載を省略可能

## (4) 納付可能金額

⑭ (現金・預貯金残高)	-	⑬ (当面の支出見込額)	=	納付可能金額(⑮)	円
					(マイナスの場合は0)

## (5) 猶予を受けようとする金額

(①+②) 納付・納入すべき税	円	-	(⑮) 納付可能金額	円	=	猶予額	円
-----------------	---	---	------------	---	---	-----	---

### 3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せて希望する場合)

この申請が許可されなかった場合(※)は、他の猶予制度(換価の猶予)の適用を希望します。

※ 例えば、収入の減少率が低いときはこの申請は許可されませんが、他の猶予制度(換価の猶予)により猶予を受けられる場合がありますので、職員から他の猶予制度についてご案内します。

#### 《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

#### 《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

#### ・ 申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、

#### ご協力をお願いします。

- ・ 本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。
- ・ 今後(2か月程度)に、国税や社会保険料などの納税の猶予申請をされる場合には、この申請書の写しを利用できますので、写しを手元に保管しておくことをおすすめします。